参考資料３

国から地方への事務・権限の移譲等に係る各府省の検討結果に対する意見

全国知事会

《事務・権限の移譲にあたり国に対処を求める共通事項》

個々の事務・権限についての移譲の可否の理由、留意事項等については回答様式に記載のとおりであるが、次の事項については、全ての事務・権限の移譲に共通して、国が責任をもって対処することを求める。

・　事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。

・　財源については、地方に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲すること。

・　人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。

・　事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

・　事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会第２次勧告及び第３次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。

なお、今回の回答は国から都道府県及び市町村への移譲を想定したものであるが、全国知事会としては、引き続き複数都道府県が構成する特別地方公共団体への移譲を求めていくこととしていることに留意されたい。

各府省の回答が「A-a（全国一律・一斉に移譲するもの）」であった事務・権限の一覧表

No.	出先機関名	事　務　・　権　限　名	区分	理　由　等
1	法務局	司法書士試験の実施	C	地方の事務と関連が低い国家試験については国による試験実施とし、民間委託等、効率的な手法を検討されたい。
2	法務局	土地家屋調査士試験の実施	C	地方の事務と関連が低い国家試験については国による試験実施とし、民間委託等、効率的な手法を検討されたい。
3	法務局	人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	A	人権啓発地方委託事業の非ネットワーク事業については、地方が自主的に判断して事業実施できるよう、自由度の高い交付金によって必要な財源措置を行うことを条件とすべき。
4	地方厚生局	医療法人（広域）等の監督	A	・2以上の都道府県の区域において活動する法人（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
5	地方厚生局	国開設病院等の監督	A	・監督だけでなく、国開設病院の開設や病床の増設の承認等についても一体として移譲すべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
6	地方厚生局	指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定	A	・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
7	地方厚生局	指定医療機関等の指定 ・特定感染症指定医療機関からの報告徴収等	A	・報告徴収及び立入検査権限だけではなく、許認可権限や命令権限も一体として移譲すべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

8	地方厚生局	指定医療機関等の指定等 ・「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 ・「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等	A	・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・療育医療、養育医療とも、都道府県及び政令市、中核市が実施者となっていることから、移譲先についても実施者と同一とすることについて検討が必要。
9	地方厚生局	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定	A	・関係法令には、指定に係る具体的な基準等の記載がないことから、指定に係る審査基準や、指定後の指導監督等の方法を具体的に示すべき。（法定受託事務） ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
10	地方厚生局	・養成施設等の指定及び監督 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師 ・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会	A	・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・栄養士養成施設と管理栄養士養成施設が併設されている場合や、これらの施設を一の法人が設置している場合があるが、栄養士養成施設の指定及び監督権限が都道府県に移譲された場合、地方厚生局に権限がある管理栄養士養成施設との間で所管が国と都道府県に分かれるため、混乱が生じないような配慮や十分な準備をすべき。 ・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。 なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体に検討していく必要がある。
11	地方厚生局	生活衛生同業組合振興計画の認定	A	・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）

12	地方厚生局	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査　等	A	・2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
13	地方厚生局	社会福祉法人（広域）等の認可	A	・2以上の都道府県の区域において活動する法人（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・NO24「社会福祉法人の指導監査」と一体として移譲を求める。
14	地方厚生局	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認	A	・2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・NO23「消費生活協同組合の検査指導」と一体として移譲を求める。
15	地方厚生局	精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）	A	・指定医証の交付等の事務だけではなく、精神保健指定医の指定、職務停止命令等の権限も一体として移譲すべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・指定医証にかかる各種届出義務を規定するなど法改正等の対策を講じること。

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

16	地方厚生局	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行	A	・居住都道府県と裁定都道府県が一致しないため、事務の流れ、広域的連携体制等の整備、証明する基準等を明確化すること。 ・買上償還の対象条件の一つである「生活保護受給者ではないが保護を要する状態に陥るおそれがある者」については、国が明確な基準を定めること。（法定受託事務） ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
17	地方厚生局	医師等の臨床研修施設等の指導監督	A	・指導監督の権限とともに施設指定等の権限を併せて地方に移譲するべき。 ・当該指導監督は根拠法令がない任意の実地検査等であることから、「指導監督」の位置づけや意味を整理すべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
18	地方厚生局	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等	A	・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・食品衛生法に基づく営業者の監視等の事務・権限は、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置市も所管しており、これらの市への移譲も含めて検討すべき。
19	地方厚生局	指定検査機関の指定等 （食鳥検査法の指定検査機関）	A	・国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護する観点から指定基準を示す必要がある。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・都道府県による検査の委託先を指定する制度であることから、指定の効力が全国に通用するものではなく、指定した都道府県にのみ効力を有する仕組みとすることも含め検討するべき。 ・政令市、中核市及び保健所設置市においても食鳥検査を実施しており、これらの市についても移譲先とすることについて検討が必要。

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

20	地方厚生局	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令	A	・「検査・収去」等の権限と併せて地方に移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限るべき。 ・広域的な被害のまん延防止の観点から勧告等の基準を示すべき。 ・2以上の都道府県の区域において活動する事業者（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
21	地方厚生局	医療監視（特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視）	A	・報告徴収及び立入検査権限だけではなく、特定機能病院を称することの承認、改善命令等の権限も一体として移譲すべき。 ・特定機能病院が医療機能評価機構に対して報告する事故情報を、医療機能評価機構から速やかに都道府県へ情報提供する仕組み等を設けるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）
22	地方厚生局	介護保険・サービスに関する指導	A	・現在、国及び都道府県又は市町村合同で行っている事業所への指導について、都道府県又は市町村のみで行うこととなるが、法令上もこれを明確にするべきである。（国の指導権限を廃止） ・介護保険事業の運営、サービス全般については、国によって詳細な基準整備がされていることから、指導についても国による統一的な指導基準を整備すべき。 ・2以上の都道府県の区域において活動する事業者（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）

23	地方厚生局	消費生活協同組合の検査指導	A	・2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・NO14「消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認」と一体として移譲を求める。
24	地方厚生局	社会福祉法人の指導監査	A	・2以上の都道府県の区域において活動する法人（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。 ・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・NO13「社会福祉法人（広域）等の認可」と一体として移譲を求める。
25	地方農政局	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務	A	・関係業者に対する立入検査権と併せて、措置命令権についても移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限の行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。

26	地方農政局	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）	A	・報告徴収・立入検査の権限と併せて、指導・勧告・措置命令等の権限についても地方に移譲すべき。また、省エネ法については特定事業者等の指定、定期報告書や中長期計画書の受理等の権限も含め、包括的に移譲すべき。 ・引き続き国が並行して権限を行使することが可能とされているが、省エネ法については国に留保される権限がないことから、国の並行権限を付与すべきでない。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
27	地方農政局	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）	A	
28	経済産業局	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査（法定受託事務を除く）（都道府県が既に調査を実施している業種であって、都道府県の側において受け入れる体制が整ったものについて移譲を検討）	C	・民間委託等により実施すべき。
29	経済産業局	新規産業の環境整備に関する事務 ・エンジェル税制の認定	A	・事務が大都市に集中していることから、取扱の少ない地域に配慮しマニュアル等を示すべき。
30	経済産業局	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務（商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。）	A	・定款変更等に係る国の権限を包括的に移譲することはもとより、設立認可、不利益処分、監督権限等についても併せて移譲すべき。
31	経済産業局	工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務（一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）	A	・報告徴収、立入検査の権限のほか、認証製造業者等への措置命令権限についても包括的に移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。
32	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の経営承継の円滑化に関する事務	A	・税関連の解釈等について国と都道府県の間の十分な連携を図るべき。
33	経済産業局	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査　等	A	―

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

34	経済産業局	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者に対する許可・登録、立入検査、報告徴収、処分等に関する事務（一の都道府県内にのみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与（並行権限）を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。）	A	・報告徴収、立入検査に加えて、登録、改善命令、業務停止命令等の権限を移譲すべき。 ・前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、許可、改善命令、業務停止命令等の権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、二以上の都道府県の区域にわたり消費者の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときに限るべき。
35	経済産業局	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務（一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。）	A	・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。 ・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。
36	経済産業局	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務（一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。）	A	・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。 ・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。
37	経済産業局	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務（ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。）	A	・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。 ・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

38	経済産業局	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務（一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。）	A	・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。 ・液化石油ガス器具等販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。
39	経済産業局	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務（一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。）	A	・報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、指示、公表等の処分権限を移譲すべき。 ・卸売業者を除く販売業者に対する事務については、現行法令で報告徴収、立入検査、指示、公表といった権限が都道府県知事に認められているが、卸売業者に対する事務についても同様に移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。 ・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。

40	経済産業局	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）	A	・報告徴収・ 立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、 また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
41	経済産業局	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査（報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）	A	
42	経済産業局	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）	A	
43	経済産業局	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）	A	
44	経済産業局	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収　等（一の都道府県内で完結する事業者への措置（指導・助言、報告徴収・立入検査）に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）	A	・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。 ・地方の自主的、主体的判断による権限の行使が困難であることから国の並行権限を付与すべきでない。
45	経済産業局	品確法の施行に関する事務　等 ・揮発油（ガソリン）販売業者等の登録業務、報告、立入検査等（給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与（並行権限）することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）	A	・揮発油販売業者については、報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、登録、指示、公表等の権限を移譲すべき。 ・軽油販売業者及び灯油販売業者については、報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、指示、公表等の処分権限を移譲すべき。 ・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

46	経済産業局	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・小型家電リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）	A	・報告徴収・ 立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、 また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき
47	経済産業局	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、指導・助言並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収・立入検査	A	・事務の実施にあたっては、特定特殊自動車及びその構造に係る専門知識や測定に必要な機器も必要とされるため、人材の育成、検査技術の習得、測定機器の整備等に対し、十分な支援を求める。 ・共管である他省庁の権限も併せて移譲すべき。
48	地方運輸局	旅客自動車運送事業の許認可等（自動車運転代行業に係る権限の移譲）	A	・旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。
49	地方環境事務所	家電リサイクル法の報告徴収・立入検査（一つの都道府県を超えない場合）	A	・報告徴収・ 立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、 また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
50	地方環境事務所	容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査（一つの都道府県を超えない場合）	A	
51	地方環境事務所	食品リサイクル法の報告徴収・立入検査（一つの都道府県を超えない場合）	A	
52	地方環境事務所	自動車リサイクル法の報告徴収・立入検査（一つの都道府県を超えない場合）	A	
53	地方環境事務所	小型家電リサイクル法の報告徴収・立入検査（一つの都道府県を超えない場合）	A	

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

54	地方環境事務所	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査（製造業者の規制のために必要な使用者への立入等は除く。）	A	・事務の実施にあたっては、特定特殊自動車及びその構造に係る専門知識や測定に必要な機器も必要とされるため、人材の育成、検査技術の習得、測定機器の整備等に対し、十分な支援を求める。 ・共管である他省庁の権限も併せて移譲すべき。
55	地方環境事務所	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督（一の都道府県内で調査業務を行う場合）	A	・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。） ・土壌汚染状況調査は、土壌汚染の未然防止や除去対策を実施する上で最も基本的かつ最重要の調査であることから、土壌汚染状況調査の遂行能力の有無を的確に判断する専門知識や技術を習得するための研修を行うこと。

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

各府省の回答が「A-b（個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの）」であった事務・権限の一覧表

No.	出先機関名	事　務　・　権　限　名	区分	理　由　等
1	総合通信局	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等	C	・国からは「無線局免許等の申請に係るもの及びテレビ・ラジオの受信障害等の電波監理に関する相談対応事務、その他、電波に関する様々な相談及び苦情電話対応」などが移譲する事務として示されているが、国が直接実施する無線免許等に関する事務についての相談等であると考えられるため、国で実施すべき。
2	総合通信局	情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）に関する事務	A	・本件については、地域振興にも関するものであることから、都道府県を実施主体とすべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。
3	総合通信局	情報通信技術（ICT）に関する研究開発（国の委託研究）に関する事務	A	・本件委託研究費については、地域振興にも関するものであることから、都道府県に交付すべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。
4	総合通信局	情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）	A	・本件補助金については、地域振興にも関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるとともに、最新技術に関する情報を提供すべき。
5	総合通信局	情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間）	C	・国は「一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の地方出先機関が管掌する管内自治体等への周知・啓発のうち、セミナー、研修会等の開催準備等の事務」の移譲を想定しているが、国主催のものであり、国で実施事務も担当すべき。
6	総合通信局	情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対地方自治体）	C	・国は「一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の地方出先機関が管掌する管内自治体等への周知・啓発のうち、セミナー、研修会等の開催準備等の事務」の移譲を想定しているが、国主催のものであり、国で実施事務も担当すべき。

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

7	総合通信局	ケーブルテレビ等の許認可等	A	・全国一律に移譲すべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるべき。 ・国の関与及び義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールの範囲内であるべき。
8	総合通信局	信書便事業の監督	A	・全国一律に移譲すべき。 ・事業計画の遵守命令、事業改善の命令、許可の取消・停止命令を併せて移譲すべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援を講ずるべき。 ・国の関与及び義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画及び地方分権改革推進委員会第2次勧告のメルクマールの範囲内であるべき。
9	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・物流・流通業務効率化等に関する事務	A	・他省庁との共管事務であり、経済産業局所管分を移譲しても非効率であることから、他省庁所管分も含め移譲すべき。
10	地方整備局	国営公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する、整備が概成した公園に限る）の管理に関する事務（占用・行為許可等を含む）	A	・希望する都道府県への移譲とする。 ・管理等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。
11	地方整備局	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 河川等の利用、保全に関する許認可等	A	・希望する都道府県への移譲とする。 ・整備等に必要な財源措置について、平成23年11月に本会が提出した「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」を検討の上、国から財源フレームを提示すること。
12	地方整備局	直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 直轄国道の管理に関する許認可等	A	・希望する都道府県への移譲とする。 ・整備等に必要な財源措置について、平成23年11月に本会が提出した「直轄道路・直轄河川の移管に係る財源フレーム案」を検討の上、国から財源フレームを提示すること。
13	北海道開発局	国営公園（イ号公園のうち、一の都道府県で完結する、整備が概成した公園に限る）の管理に関する事務（占用・行為許可等を含む）	A	・地方整備局の業務における対応と同じ。
14	北海道開発局	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 河川等の利用、保全に関する許認可等	A	・地方整備局の業務における対応と同じ。 ・協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

15	北海道開発局	直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 直轄国道の管理に関する許認可等	A	・地方整備局の業務における対応と同じ。 ・協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。
16	地方運輸局	旅客自動車運送事業の許認可等（自動車道事業に係る権限の移譲）	A	・旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。 ・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。
17	地方運輸局	中小企業等協同組合法等の権限	A	・全国一律に移譲すべき。

【区分欄の見方：A・・・移譲を受ける方向で検討、C・・・当面、移譲を見送るべきもの】

国から地方への移譲を求める事務・権限

（各府省の回答において、「A-a」及び「A-b」に区分された事務・権限以外のもの）

No	出先機関名	事務・権限名	H25各府省の検討結果	理由等
1	地方厚生局	水道事業等（計画給水人口５万人超の特定水源水道事業並びに１日最大給水量が2万５千立方メートルを超える水道用水供給事業）に関する認可等	―	都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については，事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。（水道法第６条第１項等関係）
2	都道府県労働局	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務）	D	・国と都道府県がそれぞれ労働相談や紛争解決を行う二重行政が生じていることから、地域の実情やニーズに応じて一元的、総合的な対応が可能な地方に移譲すべき。
3	都道府県労働局	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督、並びに地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督	B	・無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。 ・全国規模で事業展開している事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。

4	都道府県 労働局	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	B	・安倍内閣が重点課題としている経済再生において、ハローワークの開放を検討していることを踏まえ、現在埼玉県及び佐賀県で実施している「ハローワーク特区」における効果等について、直ちに検証を行い、無料職業紹介事業を移譲すべき。 ・地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化するとともに、国のシステム・端末を地域の雇用施策の充実強化のため、希望する全ての地方公共団体が低コストで利用できるようにすべき。 ・職業紹介の端末情報を地方・民間に提供することが検討されているが、公的性格を有する地方には国と同内容の情報提供がなされるべき。
5	都道府県 労働局	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	B	・無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。 ・全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、それ以外の雇用保険に係る書類の受付、認定・給付等の事務を地方が一体的に行うことで事務の効率化が図られ、利用者にとって利便性が向上することから、包括的に移譲すべき。 ・なお、国は雇用保険の適切な運用ができなくなるのではないかとの指摘をするが、雇用保険をこれまでどおり全国単位で維持することを想定しているため地域格差は生じない。また、職業紹介と雇用保険の認定・給付の一体的な事務移管を求めており、両者の分離による濫給も発生しない。
6	地方農政局	・食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談 ・食育の推進に関する事務（地方自治体に対する助成） ・同上（民間に対する広報啓発）	D	・本件補助事業については、住民に身近な行政に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。

7	地方農政局	・園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等並びに環境保全や鳥獣被害・災害対策等に関する事務（民間に対する調整） ・同上（地方自治体に対する助成） ・同上（地方自治体による生産・流通対策等に係る調整）	D	・本件補助事業については、実態として事業実施主体である協議会の事務を都道府県や市町村が行っている例があるなど、地域産業を理解し事業者と身近に接する地方自治体が行うべき事業であることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
8	地方農政局	・土地改良事業等の実施（直轄事業の調査、計画等） ・土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・土地改良事業等の実施（直轄事業の実施）	B	・広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものを除き、希望する都道府県へ移譲すべき。 ・整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。
9	地方農政局	農地の転用に関する事務	C	・土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割り。農地転用の許可事務は、農地単体ではなく、公益性のバランスを考慮しながら、地域における総合的な土地利用を図る観点から判断する必要がある。 ・農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべき。
10	経済産業局	新規産業の環境整備に関する事務 ・産業クラスターの支援	C	・次世代成長産業の育成・振興施策、中小企業・ベンチャー企業の支援、地域産業の振興等については、全国的な視点があるとしても地方が実施することで、ワンストップできめ細かな支援及び保有する情報やネットワークを活用した総合的な施策展開が可能となる。このことから、産業クラスター計画の発展形に対する補助事業と位置付けられている「地域新産業戦略推進事業」については、自由度を高めて都道府県に交付すべき。

11	経済産業局	新規産業の環境整備に関する事務 ・ソーシャルビジネスの振興に関する事務	C	・次世代成長産業の育成・振興施策、中小企業・ベンチャー企業の支援、地域産業の振興等については、全国的な視点があるとしても地方が実施することで、ワンストップできめ細かな支援及び保有する情報やネットワークを活用した総合的な施策展開が可能となることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
12	経済産業局	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務（地域イノベーション）	C	・地方が、地域のシーズを活用してイノベーションにつなげることで、経済の活性化が図られ日本全体の競争力強化につながると考える。全国的な視点があるとしても地方が実施することで、事業者の利便性、事業執行の機動性も向上することから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
13	経済産業局	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・情報処理の促進に関する業務	C	・全国的視点があるとしても、地域の中小企業等の情報化や地域のIT企業への支援は地域の実情に精通した地方が行うべきであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
14	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ものづくり高度化支援に関する事務	C	・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、地域ものづくり産業の高度化のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。
15	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・新連携支援に関する事務	C	・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、地域新連携支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。

16	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の地域資源活用に関する事務	C 一部D	・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、中小企業の地域資源活用のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。
17	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・農商工連携に関する事務	C	・農商工連携による中小企業の経営向上、新事業の創出は、迅速かつきめ細かな支援が必要であり、地域性が高い施策である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。
18	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業再生支援に関する事務等	C	・国の支援基準に沿って再生支援を行うことから地域毎に異なる運用となる余地はほとんどないこと、知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること、債権放棄は適正な手続きがあれば地方としても対応せざるを得ず、地方が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないことから、移譲すべき ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。
19	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・地域商店街活性化法に関する事務等	C	・商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村や地域と緊密に連携している都道府県での実施が効率的である。全国的な視点があるとしても事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から現場に近い都道府県が行うことが適当と考えられるため、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。

20	経済産業局	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する業務 ・JAPANブランド育成支援事業の事務	C	・全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点のみならず、JAPANブランド育成支援のため、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
21	経済産業局	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告　等	C	・統一的な運用は都道府県間の情報共有や連携などにより確保することが可能であり、事業者に対する報告徴収・立入検査・公取委に対する措置請求権限を都道府県へ一律移譲すべき。 ・全国規模で事業展開している親事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。
22	経済産業局	中心市街地の活性化に関する事務 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務　等	C	・中心市街地活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村や地域と緊密に連携している都道府県での実施が効率的である。全国的な視点があるとしても事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から現場に近い都道府県が行うことが適当と考えられるため、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。
23	経済産業局	企業立地促進に関する事務 ・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務等	C	・企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組みを行っており、全国的な視点があるとしても、地域の強みを活かすことにより当該地域から我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。

24	経済産業局	工業用水道事業法の施行に関する事務 ・給水開始前の届出、事業休止　等 →工業用水道事業法の施行に関する事務 ・自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告	C	・国は都道府県と民間業者等がイコールフッティングで競争する立場であることを理由に移譲困難としているが、同一案件について競争関係にあるものはなく、困難理由に当たらないため、移譲すべき
25	経済産業局	自動車リサイクル法の報告徴収・立入検査	C	・本件事務を共管する地方環境事務所の検討結果にあわせ、地方に移譲すべき。 ・移譲に当たっては、報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。 ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、　また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
26	地方整備局	砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	D	・特殊な対応を必要とする直轄砂防事業など地方で対応が困難なものを除き、希望する都道府県への移譲とする。 ・整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。
27	北海道開発局	砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	D	・地方整備局の業務における対応と同じ。 ・協議にあたっては、北海道特例などの北海道開発の基本的な枠組みが堅持されることが前提。

28	北海道開発局	・土地改良事業等の実施（直轄事業の調査、計画等） ・土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・土地改良事業等の実施（直轄事業の実施）	B	・広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものを除き、希望する都道府県へ移譲すべき。 ・整備等に必要な財源措置について、国から財源フレームを提示すること。
29	地方運輸局	自動車運送事業に対する助成（自動車運送事業に関する助成）	C	・本件補助金については、地域振興にも関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべき。
30	地方運輸局	観光振興等（民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等）	D	・観光圏整備実施計画の認定事務について、必要な措置が図られているとしているが、一の都道府県内の計画の認定権限について移譲されていないため、地域の創意・工夫に基づく観光地づくりを促進する観点から移譲すべき。 ・移譲にあたっては、観光地域づくりプラットホーム及び観光地域ブランド確立支援等の観光地域づくりのための事業も一体として都道府県を実施主体とすべき。 ・計画の認定に係る国の関与については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の範囲内とすべき。

31	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（総務部）	D	沖縄振興計画の策定主体を沖縄県としたことや、沖縄振興交付金制度の創設などは、沖縄振興に分権的視点を持って取り組まれたことの表れであり、評価されるべきと考える。 しかしながら、沖縄総合事務局は、沖縄県との業務の重複が見られ、国と沖縄県の役割分担を見直す必要性が残っている。 沖縄の特殊事情に基づいて国の責務とすべき一部の事務･権限を除き、ガバナンスの確保の観点から、沖縄総合事務局の事務･権限を沖縄県に移譲することを要望する。
32	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(財務部)	D	
33	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(農林水産部)	D	
34	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（経済産業部）	D	
35	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(開発建設部)	D	
36	沖縄総合事務局	二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施	D	
37	沖縄総合事務局	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(運輸部)	D	

参考資料４

経済振興分野関係資料

〇不動産証券化のイメージ図　・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１

〇まちづくり会社の不動産証券化に係る関係法令　・・・　Ｐ２

〇「道路の使用許可」関係法令　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５

〇「農商工などの系統団体の統合」関係法令　・・・・・　Ｐ７

〇農商工等連携の支援に係る関係資料　・・・・・・・・・　Ｐ８

〇「自動車最高速度の緩和」関係法令　・・・・・・・・・　Ｐ13

不動産証券化のイメージ図

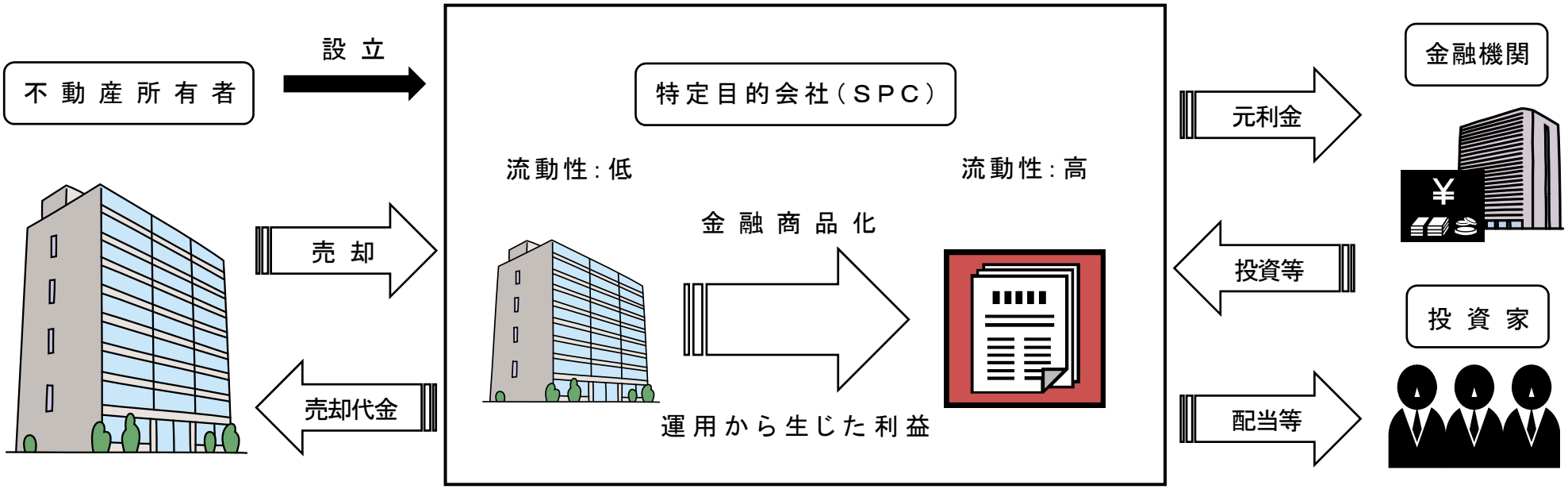

【関係法令（抜粋）】

■租税特別措置法

（特定目的会社に係る課税の特例）

第六十七条の十四　資産の流動化に関する法律（以下この項において「資産流動化法」という。）第二条第三項 に規定する特定目的会社（以下この条において「特定目的会社」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当（資産流動化法第百十五条第一項 に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。）の額（法人税法第二十四条 の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において同じ。）で第二号 に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一　次に掲げる全ての要件

イ　資産流動化法第八条第一項 の特定目的会社名簿に登載されているものであること。

ロ　次のいずれかに該当するものであること。

（１）　その発行（当該発行に係る金融商品取引法第二条第三項 に規定する有価証券の募集が、同項 に規定する取得勧誘であつて同項第一号 に掲げる場合に該当するものに限る。）をした特定社債（資産流動化法第二条第七項 に規定する特定社債（同条第八項 に規定する特定短期社債を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の発行価額の総額が一億円以上であるもの

（２）　その発行をした特定社債が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項 に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項 に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項 に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項 に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）その他これに類するものとして政令で定めるもののみによつて保有されることが見込まれているもの

（３）　その発行をした優先出資（資産流動化法第二条第五項 に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

（４）　その発行をした優先出資が機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ　その発行をした優先出資及び基準特定出資（特定社員（資産流動化法第二条第五項 に規定する特定社員をいう。）の権利（資産流動化法第二十七条第二項 各号に掲げる権利をいう。）に係る事項として財務省令で定めるものの記載がない資産流動化計画（資産流動化法第二条第四項 に規定する資産流動化計画をいう。次号イにおいて同じ。）に係る特定出資（資産流動化法第二条第六項 に規定する特定出資をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に係るそれぞれの募集（基準特定出資にあつては、資産流動化法第十七条第一項第一号 又は第三十六条第一項 の規定による割当て又は募集）が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

ニ　その他政令で定める要件

二　次に掲げる全ての要件

イ　資産流動化法第百九十五条第一項 に規定する資産の流動化に係る業務及びその附帯業務を資産流動化計画に従つて行つていること。

ロ　資産流動化法第百九十五条第一項 に規定する他の業務を営んでいる事実がないこと。

ハ　資産流動化法第二百条第一項 に規定する特定資産を信託財産として信託していること又は当該特定資産（同条第二項 各号に掲げる資産に限る。）の管理及び処分に係る業務を他の者に委託していること。

ニ　当該事業年度終了の時において法人税法第二条第十号 に規定する同族会社のうち政令で定めるものに該当するもの（前号ロ（１）又は（２）に該当するものを除く。）でないこと。

ホ　当該事業年度に係る利益の配当の支払額が当該事業年度の配当可能利益の額として政令で定める金額（当該特定目的会社が特定社債を発行している場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額）の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ヘ　資産流動化法第百九十五条第二項 に規定する無限責任社員となつていないこと。

ト　その他政令で定める要件

（以下、略）

■中心市街地活性化法

（中心市街地活性化協議会）

第十五条　第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一　当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ　中心市街地整備推進機構（第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

ロ　良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの

二　当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ　当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ　商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であって政令で定める要件に該当するもの

（以下、略）

■資産流動化法

（定義）

第二条　この法律において「特定資産」とは、資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産をいう。

２　この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社（信託業法 （平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項 に規定する信託会社をいう。以下同じ。）若しくは信託業務を営む銀行（銀行法 （昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項 に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

一　特定社債、特定約束手形若しくは特定借入れ又は受益証券　その債務の履行

二　優先出資　利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

３　この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

４　この法律において「資産流動化計画」とは、特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。

５　この法律において「優先出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社員の地位であって、当該社員が、特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を特定出資を有する者（以下「特定社員」という。）に先立って受ける権利を有しているものをいう。

６　この法律において「特定出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社員の地位であって、特定目的会社の設立に際して発行されたもの（第三十六条の規定により発行されたものを含む。）をいう。

７　この法律において「特定社債」とは、この法律の規定により特定目的会社が行う割当てにより発生する当該特定目的会社を債務者とする金銭債権であって、第百二十二条第一項各号に掲げる事項に従い償還されるものをいう。

８　この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

一　各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。

二　元本の償還について、募集特定社債（第百二十二条第一項に規定する募集特定社債をいう。）の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

三　利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

四　担保付社債信託法 （明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

９　この法律において「優先出資証券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十八条第一項及び同条第三項において準用する会社法　（平成十七年法律第八十六号）第二百十五条第二項 の規定により発行する出資証券をいい、「特定社債券」とは、特定社債につき特定目的会社が第百二十五条において準用する同法第六百九十六条 の規定により発行する債券をいう。
１０　この法律において「特定約束手形」とは、金融商品取引法　（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号 に掲げる約束手形であって、特定目的会社が第二百五条の規定により発行するものをいう。
１１　この法律において「資産対応証券」とは、優先出資、特定社債及び特定約束手形をいう。
１２　この法律において「特定借入れ」とは、特定目的会社が第二百十条の規定により行う資金の借入れをいう。
１３　この法律において「特定目的信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であって、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とするものをいう。
１４　この法律において「資産信託流動化計画」とは、特定目的信託による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。
１５　この法律において「受益証券」とは、特定目的信託に係る信託契約に基づく信託の受益権を表示する証券であって、受託者がこの法律の定めるところにより発行するものをいう。
１６　この法律において「受託信託会社等」とは、特定目的信託の受託者である信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関をいう。
１７　この法律において「代表権利者」とは、第二百五十四条第一項の規定により権利者集会により選任された者をいう。
１８　この法律において「特定信託管理者」とは、第二百六十条第一項の規定により受託信託会社等により選任された者をいう。

（以下、略）

（届出）
第四条　特定目的会社は、資産の流動化に係る業務を行うときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

（以下、略）

「道路の使用許可に係る手続きの簡素化」関係法令

■道路交通法

第七十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

一　道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

二　道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者

三　場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者

四　前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

２　前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一　当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき

二　当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき

三　当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

３　第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

４　所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

５　所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

６　所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。

７　第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

第七十八条　前条第一項の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

２　前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項 又は第三項 の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

３　所轄警察署長は、前条第一項の規定による許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

４　前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。
５　第三項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。
６　第一項の申請書の様式、第三項の許可証の様式その他前条第一項の許可の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

■道路交通法施行規則

第十条　法第七十八条第一項 の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
二　道路使用の目的
三　道路使用の場所又は区間
四　道路使用の期間
五　道路使用の方法又は形態
六　現場責任者の住所及び氏名
２　法第七十八条第一項 の申請書及び法第七十八条第三項 の許可証の様式は、別記様式第六のとおりとし、申請書は、二通提出するものとする。
３　前項の申請書には、道路使用の場所又は区間の付近の見取図その他の第一項各号の事項を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類を添付しなければならない。
４　法第七十七条第一項第四号 に掲げる行為について当該都道府県の条例（市町村の条例を含む。）により公安委員会に届出をし、又は許可を受けなければならないこととされている場合において、その届出書又は許可の申請書に第一項に定める事項が記載されているときは、第二項の規定にかかわらず、当該届出書又は許可の申請書を法第七十八条第一項 の申請書とみなす。
５　法第七十七条第一項第四号 に掲げる行為について当該都道府県の条例（市町村の条例を含む。）により公安委員会の許可を受けなければならないこととされている場合において、その許可書に別記様式第六に定める事項が記載されており、かつ、所轄警察署長が許可の旨及び付すべき条件を併せて記載したときは、第二項の規定にかかわらず、当該許可書を法第七十八条第三項 の許可証とみなす。

■道路交通法施行細則（北海道公安委員会規則第１１号昭和４７年１１月２０日）

第２０条　第 77 条第１項第４号の規定により警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるもの（ 第４号、第６号及び第７号に掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。
⑴ 道路にみこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
⑵ 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会等をすること。
⑶ 道路において、祭礼行事、式典、競技会、パレード、集団行進その他これらに類する行為をすること。ただし、学生、生徒等の遠足、修学旅行等の隊列又は通常の冠婚葬祭等による行進は、この限りでない。
⑷ 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写、広告、宣伝等をし、又はラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
⑸ 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
⑹ 道路に宣伝物、印刷物その他の物を散布し、又はこれに類する行為をすること。
⑺ 広告又は宣伝のため車両等に著しく人目を引く装飾その他の装いをして通行すること。
⑻ 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

「農商工などの系統団体の統合」関係法令

【商工会議所法】

（設立の認可）

第二十七条　発起人は、前条の同意を得た後、遅滞なく、申請書に経済産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会議所が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。

一　設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二　その設立がその地区内の商工業の振興に寄与するものであること。

三　その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有すること。

四　設立しようとする商工会議所が第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

３　経済産業大臣は、第一項の認可（第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会議所の設立に係るものに限る。）をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

【商工会法】

（設立の認可）

第二十三条　発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一　設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二　第十三条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。

三　その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。

四　その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。

五　設立しようとする商工会が第七条第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。

３　経済産業大臣は、第一項の認可（第七条第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会の設立に係るものに限る。）をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

【農業協同組合法】

（設立の認可の申請）

第五十九条　発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

２　発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

【水産業協同組合法】

（設立の認可の申請）

第六十三条　発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

２　発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

〈中小企業庁ホームページより〉

『中小企業者と農林漁業者が連携した新事業の支援を受けたい』

農商工等連携の支援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を支援するために、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。
中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下、農商工等連携促進法）」に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

対象となる方

① 農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、「農商工等連携促進法」に基づき農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者

② 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人であって、「農商工等連携促進法」に基づき農商工等連携支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

① 農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けると、補助金、融資等の各種支援施策をご利用になれます。
なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

（1）新事業活動促進支援補助金：上限3000万円（補助率2／3以内）
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。

（2）マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）（76頁参照）
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

（3）政府系金融機関による融資制度（74頁参照）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

（4）信用保証の特例（162頁参照）
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

（5）小規模企業者等設備導入資金助成法の特例（151頁参照）
認定を受けた小規模企業者に対し、設備資金貸付の貸付割合を引き上げます。

（6）食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し債務保証等を受けられます。

（7）農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長します（償還期間：10年→12年、据置期間：3年→5年）。

② 農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、認定を受けると、補助金、保証の支援施施策をご利用になれます。

(1)新事業活動促進支援補助金:上限2000万円(補助率2／3以内)
中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に係る費用の一部を補助します。

(2)信用保証の特例
認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人は、信用保証協会の保証対象となります。

ご利用方法

○「農商工等連携事業計画」及び「農商工等連携支援事業計画」が作成出来ましたら、経済産業局等の担当部局に申請して下さい。

※「農商工等連携事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域本部・事務所で、支援が受けられます(新事業創出支援事業)。

■農商工連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓等の取組に対するその他支援

(1)農商工連携型地域中小企業応援ファンド(79頁参照)
中小企業基盤整備機構が資金提供を行い、都道府県、地域金融機関等と一体となって組成した「地域中小企業応援ファンド」により、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した取組などに対し、シーズの発掘に対する助成等の支援を行います。

(2)中小企業支援ネットワーク強化事業(27頁参照)
経済産業局が中心となって幅広い支援機関から成る中小企業支援ネットワークを構築し、支援機関で対応しきれない高度・専門的な、農商工連携・経営革新・事業承継等の経営課題に対し、専門知識と豊富な実績を有する巡回対応相談員が各支援機関窓口において直接対応すると共に、必要に応じて専門家派遣を行う事業を実施します。

(3)中小機構基盤整備機構による各種展示会・商談会等の販路開拓支援
地域中小企業の取引機会やテストマーケティングの機会の拡大を図るため、中小企業基盤整備機構が展示会・商談会等を実施します。

※農商工連携により新事業活動を行うに際に役立つ様々な情報チャンネル
農商工連携パーク　http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/index.html

お問い合わせ先
・各経済産業局中小企業課等　(巻末お問い合わせ先一覧参照)
・中小企業庁　新事業促進課　TEL:03-3501-1767(直通)

北海道農商工連携
ファンド事業のご案内

農林漁業と商工業を結んで新事業をカタチに！

北海道商工会連合会

北海道農商工連携ファンドとは

農林漁業者と中小企業者の連携体が取り組む北海道の農林水産資源を活用した
新事業に対する助成を通じて、「食」「観光」「ものづくり」分野での
新商品・新サービスの開発等の取り組みを加速することを目的として創設されたものです。
（独）中小企業基盤整備機構、北海道、札幌市及び金融機関から
拠出された資金の運用益を活用し、農商工連携の取り組みを支援します。
ファンドの管理と運営は北海道商工会連合会が行っています。

1．助成の流れ

1. 事前の相談
2. 応募書類の提出
   助成事業計画書・その他の必要書類
3. 応募要件及び計画内容の確認
4. 評価委員会による審査
5. 助成事業の採択決定
6. 事業実施
7. 事業完了の報告
   実績報告書
8. 実地検査の実施
9. 助成金の支払い

2. 助成対象事業の内容・要件等

助成対象者

農林漁業者（農協・漁協等を含む）と道内に主たる事務所や事業所を有する中小企業者等で構成される連携体です。

助成対象事業

助成金の交付対象となる事業は、農林漁業者と中小企業者等で構成される連携体により、それぞれの経営資源を活用し、新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた取り組みを行う事業です。ただし、単なる原材料供給などの通常の取引は除きます。

助成限度額

２００万円以内／年（機械等開発　５００万円以内／年）
助成金は、年度毎に事業完了後の実地検査を経て支払われます。（精算払い）

助　成　率

■食分野　２／３以内　　■その他　１／２以内

助 成 期 間

３年以内（※３年間の継続助成を保証するものではありません。）

助成対象経費

事業名	経費区分	対象経費
事業化推進事業	謝金	専門家謝金
	旅費	専門家旅費、職員旅費
	試作・実験費	原材料費、外注加工費、試験（検査）依頼費、機械装置等購入費、機械装置等の借用に要する経費
	事業費	会議費、会場借料、通信運搬費、借損料、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、マーケティング調査費、広告宣伝費、展示会等出展料、調査分析外注費、委託費、コンサルタント費、雑役務費、会場設営費、その他特に必要と認められる経費

留 意 事 項

■１年ごとの事業実施期間は、助成金交付決定日から翌年３月３日までです。
■同一年度において、当該事業の内容の全部または一部を対象として国または道の補助金が交付される場合、助成の対象にはなりません。
■助成事業に採択された場合は、事業計画の申請者名とその所在地（市区町村名）、事業計画名が公表されます。
■事業計画の内容を評価委員会で審査の上、採否を決定します。採択結果については、連携体の代表者へお知らせいたします。
　なお、申請者には評価委員会に出席の上、事業計画の内容に関する説明を行っていただきます。
■事業計画書の提出、助成金交付申請等の諸手続き・管理は連携体の代表者が行ってください。

3. 申込方法

募集要項及び助成事業計画書などは募集期間内に下記ホームページに掲載します。
北海道農商工連携ファンド事業の募集要項・助成事業計画書等のダウンロードができます。

http://www.do-shokoren.com または 北海道商工会連合会 検索

4. 応募書類の提出先

北海道商工会連合会　地域振興部
〒060-8607　札幌市中央区北1条西7丁目　プレスト1・7ビル
TEL.011-251-0102　　FAX.011-221-6686
http://www.do-shokoren.com　　E-mail:sinko@do-shokoren.or.jp

「自動車最高速度の緩和」関係法令

■道路交通法

第四条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

２　前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

３　公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するようにつとめなければならない。

４　信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

５　道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

第二十二条　車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

２　路面電車又はトロリーバスは、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（同法第三十一条 において準用する場合を含む。第六十二条において同じ。）の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては当該命令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

■道路交通法施行令

第十一条　法第二十二条第一項 の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第二十七条において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道（第二十七条の二に規定する本線車道を除く。次条第三項において同じ。）以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては六十キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては三十キロメートル毎時とする。

第二十七条　最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道（次条に規定する本線車道を除く。次項において同じ。）を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　次に掲げる自動車　百キロメートル毎時

イ　大型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）のうち専ら人を運搬する構造のもの

ロ　中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの

ハ　普通自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）

ニ　大型自動二輪車

ホ　普通自動二輪車

二　前号イからホまでに掲げる自動車以外の自動車　八十キロメートル毎時

２　法第三十九条第一項 の緊急自動車が高速自動車国道の本線車道を通行する場合の最高速度は、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、百キロメートル毎時とする。